

エルマノレンタカー 貸渡約款

第1条（適用）

本約款は、株式会社 Los Hermanos（以下「当社」という）が提供するレンタカー（エルマノレンタカー）の貸渡に関し、当社と借受人との間に適用されるものとします。

第2条（予約）

1. 借受人は、当社所定の方法により、貸渡しの予約を行うものとします。
2. 予約は、当社が予約内容を確認・承諾した時点で成立します。

第3条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は、運転免許証の提示および当社が指定する手続きを完了した上で、契約を締結します。
2. 当社は、次の場合に契約の締結を拒否することがあります：
 - ① 借受人が運転免許を所持していない場合
 - ② 酒気帯び運転・薬物使用等、法令違反の恐れがある場合
 - ③ その他、当社が貸渡しに不適切と判断した場合

第4条（貸渡期間）

1. 貸渡期間は、貸渡契約に定めた日時から返還完了時までとします。
2. 貸渡期間の延長を希望する場合は、必ず事前に当社の承諾を得るものとします。

第5条（禁止行為）

借受人は以下の行為を行ってはなりません。

- ① 無断延長
- ② 第三者への又貸し
- ③ 飲酒運転
- ④ 無断での営業利用・違法行為への使用

第6条（事故・盗難・故障等）

1. 事故発生時は、速やかに警察および当社に報告してください。
2. 盗難・故障等が発生した場合も同様に、速やかに連絡し、当社の指示に従ってください。

第7条（車両の返還）

1. 借受人は、貸渡期間終了時に、車両を当社指定の場所に返還するものとします。

2. 返還時、ガソリンは満タン返却とします（契約時に別途定めた場合を除く）。
3. 車両に損傷・破損・著しい汚れ等がある場合、修理・清掃費用を請求することがあります。

第8条（キャンセルポリシー）

1. 予約のキャンセルについては、以下のキャンセル料が発生する場合があります。

当日キャンセル：100%

前日キャンセル：50%

（※詳細は予約ページに記載）

第9条（免責事項）

当社は以下の事項について一切の責任を負いません。

- ① 借受人の過失による事故・違反
- ② 天災等不可抗力による損害
- ③ 車両使用中の営業損失・機会損失

第10条（準拠法・管轄）

本約款の解釈および適用には日本法を準拠法とし、宮古島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

